

保 健 福 祉 部

令和3年（2021年）5月17日調製

臨 時 会 提 出 予 定 案 件 資 料

ページ

1	令和3（2021）年度補正予算概要	1
2	函館市介護保険条例の一部を改正する条例の骨子	2～3
3	専決処分の報告について（損害賠償の額について）	4

1 令和3（2021）年度補正予算概要

一般会計
[歳 出]
民生費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特定財源
老 人 福 祉 費	16,626	補助金増 地域密着型サービス 拠点整備費等補助金	(国)地域密着 型サービス 拠点整備費 等補助金 16,626
		16,626	

介護保険事業特別会計

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
事 項	説 明	事 項	説 明
繰 入 金	一般会計繰入金増 4,887	徴 収 費	賦課徴収費増 4,887
補正額計	4,887	補正額計	4,887
補 正 後 予 算 額	31,103,111	補 正 後 予 算 額	31,103,111

2 函館市介護保険条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い規定を整備し、
および新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した第
1号被保険者等について、令和3年度分の保険料等に係る減免申請書の
提出期限の特例に関する規定を整備するため。

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

公布の日

【 函館市介護保険条例 新旧対照表 】

現 行	改 正 案
附 則 (新型コロナウイルス感染症に関する保険料の減免申請書の提出期限の特例) 第3条の2 当分の間、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）</u> <u>附則第1条の2第1項に規定する新型コロナ</u> <u>ウイルス感染症</u>およびそのまん延防止の ための措置の影響により第12条第1項第2 号、第3号または第5号に掲げる事由に該 当する者であって市長が必要と認めるもの が、保険料（令和元年度分および令和2年 <u>度分</u>の保険料であって、令和2年2月1日 <u>から令和3年3月31日までの間に普通徴収</u> に係る納期限（特別徴収の場合にあつては、 特別徴収対象年金給付の支払の日）が存す るもの（市長が別に定める保険料を除く。） に限る。）の減免を受けようとする場合 における同条第2項の規定による申請書の 提出期限は、同項の規定にかかわらず、市 長が指定する日とする。	附 則 (新型コロナウイルス感染症に関する保険料の減免申請書の提出期限の特例) 第3条の2 当分の間、<u>新型コロナウイルス</u> <u>感染症（病原体がベータコロナウイルス属</u> <u>のコロナウイルス（令和2年1月に、中華</u> <u>人民共和国から世界保健機関に対して、人</u> <u>に伝染する能力を有することが新たに報告</u> <u>されたものに限る。）である感染症をいう。</u> ）およびそのまん延防止のための措置の影響 により第12条第1項第2号、第3号または 第5号に掲げる事由に該当する者であって 市長が必要と認めるものが、保険料（令和 <u>2年度分および令和3年度分</u>の保険料であ って、<u>令和3年4月1日から令和4年3月</u> <u>31日までの間に普通徴収に係る納期限（特</u> 別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年 金給付の支払の日）が存するもの（市長が 別に定める保険料を除く。）に限る。）の 減免を受けようとする場合における同条第 2項の規定による申請書の提出期限は、同 項の規定にかかわらず、市長が指定する日 とする。

3 専決処分の報告について（損害賠償の額について）

（１） 専決処分の内容

令和３年２月５日函館市金堀町３番１号大森浜小学校敷地内で発生した交通事故による損害賠償の額を令和３年３月２４日地方自治法第１８０条第１項の規定により，次のとおり専決したので報告する。

（２） 損害賠償の額

８８，２０９円

（３） 損害賠償の相手方

函館市に在住する３０歳代の男性

（４） 専決処分の報告

地方自治法第１８０条第２項の規定により，第１回市議会臨時会に専決処分をした旨の報告をする。